



なくそう！望まない受動喫煙

マナーからルールへ。
改正された健康増進法が、令和2年4月より全面施行されます。

平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

施行は段階的に進められ、令和元年7月1日からは受動喫煙による健康被害が大きい子どもや患者等に対し特に配慮し、学校、病院、行政機関、児童福祉施設等では原則敷地内禁煙となります。これらの施設では屋内に喫煙施設を置くことはできません。屋外に適切な設備を備えた場合に限り、その場所を喫煙可能とすることはできます。

さらに、令和2年4月1日からは、その他の施設（飲食店やオフィス・事業所等）も原則屋内禁煙となります。施設における事業の内容や経営規模への配慮から、類型・場所ごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。各種喫煙室には設備に応じて、右図の標識の掲示が必

要となります。
市では、この「健康増進法の一部を改正する法律」を周知・徹底するため、「たばこの健康被害防止対策」について出前講座を実施しています。希望する企業や団体等はお問い合わせください。

また、たばこをやめたい人の相談に保健師が応じますので、希望する人はお申し込みください。
■問い合わせ・申込先 健康増進課（☎37-3750）



多くの施設で
屋内が原則禁
煙に



20歳未満の人
は喫煙エリア
へ立入禁止に



屋内での喫煙
には喫煙室の
設置が必要に



喫煙室には標
識掲示が義務
付けに

弘前市誕生130周年特別企画

懐かしの風景

—あの場所はいま—



▲大正～昭和初期

岩木川に架かる橋と岩木山。橋が架けられたのは明治時代で、明治4（1871）年以降の士族等の移動を記録した絵図には、橋の幅が3間2尺（約6m）、長さは40間4尺（約73m）と書かれています。



▲現在

現在の岩木橋が完成したのは昭和35（1960）年。市の中心部と岩木方面をつなぐ交通の要所として市民の生活を支えており、毎日多くの人や車がこの橋を往来しています。

地域おこし協力隊の活動報告 File.4

地域活性化のために日々活動している「地域おこし協力隊」の隊員の活動を毎月紹介します。
■問い合わせ先 企画課（☎40-0632）

私はウルフルズの『大阪ストラット』の歌詞に出てくるような大阪の下町で生まれ育ち、就職を機に関東での生活を始めました。関西で22年、関東で26年生活しましたが、弘前出身の妻と東京で知り合うまでは、本州で唯一行ったことがなかった県が青森県でした。

結婚して子どもができ、ゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始などのまとまった休みが取れる時期には、年に数回弘前を訪れるようになりました。

四半世紀東京で働き、それまでの生活スタイルを変えたいと考えていた2017年、あることをきっかけに、当時募集のあった岩木地区の協力隊に応募しました。現在は妻と子どもを東京に残し、単身弘前という変則スタイルですが、将来は弘前と東京の2拠点を行き来する生活をしたいと考えています。



私が活動を始めてもうすぐ丸2年。これまでを振り返りながら、地域づくりへの思いをつづります。

岩木地区地域おこし協力隊
伊藤 博和さん
(大阪府出身)



現在の主な活動内容は、地区行事の支援や、協力隊任期終了後の生業とできるような事業の下地作りなどです。

趣味の狩猟から始めた冬のジビエ事業では、昨年食肉処理業の営業許可を取りました。

弘前での生活を通して感じるのは、周りに弘前市や青森県出身ではない人が意外と多いということです。農業、飲食、製造や会社経営など職種職責はそれぞれですが、そういう人たちとの会話を通していろいろな刺激を受け、弘前での定住を目指したいです。

最後に告知を。7月14日（日）に、第14回目の『岩木山エコプロジェクト』という岩木山清掃活動を行います。予約不要、参加自由ですので、岩木山を愛する人はぜひご参加ください。詳細は岩木山観光協会（☎83-3000）まで。

連載 新中核病院

第7回 医療機関の適正受診



毎月1回、新中核病院に関する情報をお伝えします。
■問い合わせ先 地域医療推進室（☎37-3788）

救急医療体制

津軽地域における休日や夜間の二次救急医療は、医師不足等に伴う輪番病院の減少などにより、体制維持が大きな課題となっています。新中核病院を整備する目的の一つに、津軽地域の二次救急医療体制を長期にわたり安定させることがあります。

一方、近年では全国的に、緊急性がないのに休日や夜間に受診するいわゆる「コンビニ受診」が問題視され、本来緊急に処置すべき患者への対応が遅れたり、医療機関のスタッフの疲弊を招くなど、地域医療を維持する上でさまざまな問題が生じています。

救急医療を真に必要な人が適切な医療を受けられる体制を維持していくため、「かかりつけ医」を持ったり、休日や夜間に比較的症状が軽い場合は急患診療所や休日在宅当番医を利用したりするなど、適正利用にご協力ください。

救急医療は、急な体調不良やけがなどに対応する医療で、重症度に応じて以下の3段階に分けられます。

1 初期（一次）救急医療

入院治療の必要がなく、帰宅可能な患者に対応します。
※休日や夜間は急患診療所に対応しています。

2 二次救急医療

入院治療を必要とする重症の患者に対応します。
※休日や夜間は病院群輪番制に対応しています。

3 三次救急医療

二次救急医療機関では対応できない、高度な処置が必要な重篤な患者に対応します。
※弘前大学医学部附属病院高度救命救急センターが対応しています。